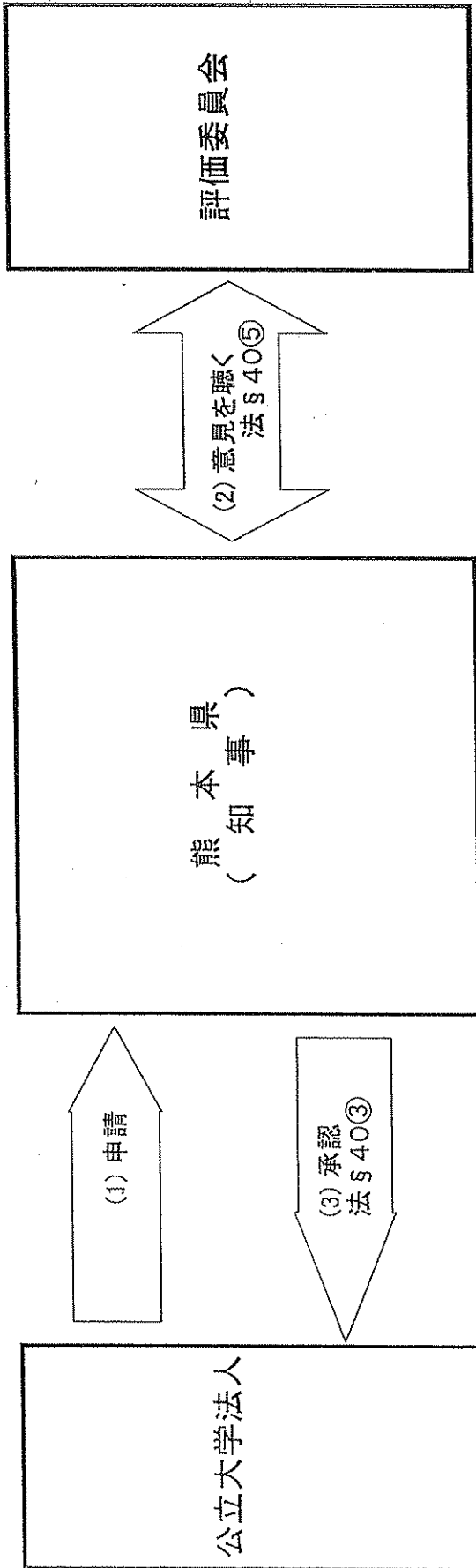


利益処理承認の概要



地方独立行政法人法

- (利益及び損失の処理等)
- 第40条 地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお剰余があるときは、その剰余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第三項の規定により同項の使用に充てる場合は、この限りでない。
 - 2 地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。
 - 3 地方独立行政法人は、毎事業年度、第一項に規定する剰余があるときは、設立団体の長の承認を受けて、その剰余の額の全部又は一部を翌事業年度に係る認可中期計画の第二十六條第二項第六号の剰余金の使用に充てることができる。
 - 4 地方独立行政法人は、中期目標の期間の最後の事業年度に係る第一項又は第二項の規定による整理を行った後、第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち設立団体の長の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る認可中期計画の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における業務の財源に充てることができる。
 - 5 設立団体の長は、前二項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。
 - 6 地方独立行政法人は、第四項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお剰余があるときは、その剰余の額を設立団体に納付しなければならない。
 - 7 前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、設立団体の規則で定める。
- 公立大学法人熊本県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則
(納付金の納付の手続)
- 第14条 法人は、法第40条第6項に規定する剰余があるときは、同項の規定により納付する剰余(以下「納付金」という。)の計算書に、期間最後の事業年度の事業年度の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の当該納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、当該期間最後の事業年度の次の事業年度の6月30日までに、これを知事に提出しなければならない。ただし、前条第1項の申請書を提出したときは、これに添付した同条第2項に規定する書類を重ねて提出することを要しない。
- (納付金の納付期限)
- 第15条 前条の納付金は、期間最後の事業年度の7月10日までに納付しなければならない。

資料5-5

利益(及び損失)処理の承認について

(1) 承認の考え方

地方独立行政法人法第40条第3項の承認は、「地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解（総務省告示）」に基づき、次の要件を満たす場合に承認する。

当該事業年度における経営努力により生じたもので、中期計画に定めた剰余金の使途に充てようとするもの

※公立大学法人熊本県立大学の中期計画に「教育研究の質の向上、組織運営及び施設整備の改善に充てる。」と規定

(2) 経営努力認定の基準

- ① 運営費交付金及び国又は地方公共団体からの補助金等に基づく収益以外の収益による利益
- ② 中期計画（年度計画）の記載内容に照らして、本来法人が行うべき業務を効率的に行った結果発生した利益
- ③ その他法人において経営努力によることを立証した利益

(3) 経営努力として認められないもの

本来行うべき業務を行わなかったために費用が減少したものと認められるもの

- (例) ・学生収容定員に対し在籍者が一定率(国立大学法人に準じ90%)を下回った場合の授業料の不足相当額
 ・受験者数が募集定員に満たなかった場合の入学考査料の不足相当額

収入

(自己収入)
<ul style="list-style-type: none"> ・授業料 ・入学金 ・受託事業等収入
(運営費交付金)

決算

剰余金 (費用)	使途の財源に充当
<ul style="list-style-type: none"> ・人件費 ・一般管理費 ・教育研究費 等 	
運営費交付金債務	債務のまま繰越

(県大の学生収容定員に対する在籍者の割合)

	平成19年		
	総定員	学生数	充足率
学部	1,840	2,035	110.6%
大学院	121	131	108.3%
合計	1,961	2,166	110.5%

(平成20年度の県大入試状況)

	入学定員	受験者数
学部	480	1,382
大学院	59	83
合計	539	1,465